

令和3年10月29日

報道機関各位

危機管理局原子力安全対策課長

東通原子力発電所に関する報告等について

東北電力（株）から安全協定に基づく報告がなされたので、別紙のとおりお知らせします。

○東通原子力発電所

・定期報告

- (1) 運転状況（令和3年9月分）
- (2) 新燃料の貯蔵状況（令和3年度第2四半期分）
- (3) 使用済燃料の貯蔵状況（令和3年9月分）
- (4) 主要な保守状況（令和3年9月分）
- (5) 放射性固体廃棄物の保管量（令和3年9月分）
- (6) 放射線業務従事者の被ばく状況（令和3年度第2四半期分）
- (7) 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和3年度第2四半期分）

報道機関用提供資料（連絡先）		
担当課	危機管理局原子力安全対策課 課長代理 熊沢晋家	
電話 番号	(内線)	6 4 8 7
	(直通)	0 1 7 - 7 3 4 - 9 2 5 3
報道監	危機管理局 次長 坂本敏昭	

東通原子力発電所に係る定期報告書
(令和3年9月分および令和3年度第2四半期分)

令和3年10月29日

青森県危機管理局
原子力安全対策課長
竹ヶ原 仁 殿

東北電力株式会社
執行役員
東通原子力発電所長
青 木 宏 昭

東通原子力発電所周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第10条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり報告します。

記

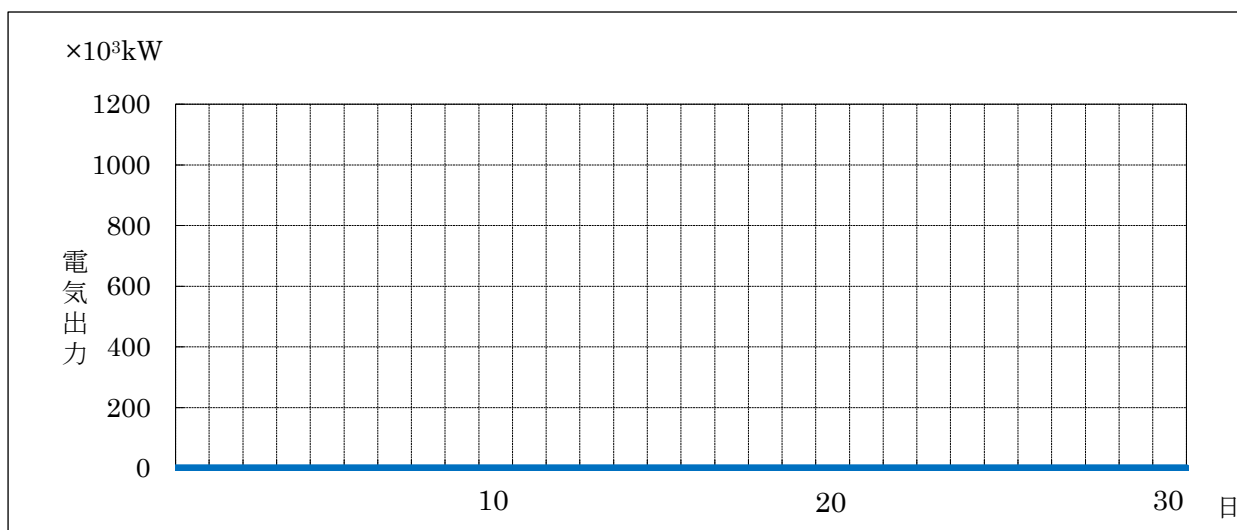
1. 発電所の運転保守状況
 - (1) 運転状況
 - (2) 新燃料の貯蔵状況
 - (3) 使用済燃料の貯蔵状況
 - (4) 主要な保守状況
2. 放射性固体廃棄物の保管量
 - (1) 固体廃棄物貯蔵所
 - (2) 使用済燃料プール
 - (3) タンク等
3. 放射線業務従事者の被ばく状況
4. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況

以上

1. 発電所の運転保守状況

(1) 運転状況 (令和3年9月分)

① 電気出力



② 運転状況等

年月日時分	内容
令和3年9月1日～令和3年9月30日	第4回定期事業者検査中

(2) 新燃料の貯蔵状況 (令和3年度第2四半期分)

(単位: 体)

前期末貯蔵数量	当期搬入数量	当期装荷数量	当期搬出数量	当期末貯蔵数量
292	0	0	0	292
(備考)				

(注) 四半期毎の報告月に限り記載する。

(3) 使用済燃料の貯蔵状況 (令和3年9月分)

(単位: 体)

前月末貯蔵数量	当月発生数量	当月装荷数量	当月搬出数量	当月末貯蔵数量
600	0	0	0	600
(備考)				

(4) 主要な保守状況 (令和3年9月分)

年月日	内容
令和3年9月1日 ～9月30日	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく 定期事業者検査 ・原子炉冷却系統施設 ・計測制御系統施設 ・放射性廃棄物の廃棄施設 ・蒸気タービン本体
令和3年9月1日 ～9月9日	原子力災害対策特別措置法に基づく定期点検 ・モニタリングポスト

2. 放射性固体廃棄物の保管量（令和3年9月分）

(1) 固体廃棄物貯蔵所

(単位：本)

放射性廃棄物の種類	当月発生量	当月減少量		累計保管量
		発電所内減少	発電所外搬出	
均質固化体	0	0	0	28
雑固体	32	0	0	14484
合計	32	0	0	14512

(注) 雑固体廃棄物の量については、200リットルドラム缶に換算した本数で示す。

(2) 使用済燃料プール

(単位：本)

放射性廃棄物の種類	当月発生量	当月減少量	累計保管量
使用済制御棒	0	0	67
使用済チャンネルボックス	0	0	600
使用済中性子検出器	0	0	44
合計	0	0	711

(3) タンク等

(単位：m³)

放射性廃棄物の種類	当月発生量	当月減少量	累計保管量
使用済樹脂等	0	0	140

(注1) 小数点以下第一位を四捨五入して整数表示で記載する。

ただし、四捨五入すると「0」になる場合は、小数点第一位まで記載する。

(注2) 樹脂については、ろ過脱塩器および脱塩器に投入した量とする。

3. 放射線業務従事者の被ばく状況（令和3年度第2四半期分）（単位：人）

線量 (mSv)		5以下	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超えるもの	計
放射線 業務従 事者数	当該 四半期	551	0	0	0	0	0	551
	年度計							

（注1） 5 mSv以下には、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 四半期毎の報告月に限り記載する。（年度については第4四半期に限り記載する。）

4. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和3年度第2四半期分）（単位：人）

3月間の線量 (mSv)	1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超える	計
放射線業務従事者数	5	0	0	0	5

（注1） 1 mSv以下には、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

（注3） 四半期毎の報告月に限り記載する。